

北 本 市 教 育 委 員 会 平 成 3 1 年 2 月 定 例 会 会 議 録				
1 日 時	平成31年2月12日(火) 午後2時から3時00分まで			
2 場 所	北本市役所 会議室3-F			
3 教育長の氏名	清水 隆			
4 出席した委員の氏名	一	教育長職務代理者 大保木道子	二	委員 金井 裕
	三	委員 安田美詠子	四	委員
5 欠席した委員の氏名	五	委員 久保田篤正	六	
6 説明のため出席した職員	鈴木義信			
議案及び報告件名	原口教育部長、磯野副部長兼文化財保護課長、大島参事兼教育総務課長、草野学校教育課長、野本学校教育課副課長、平井生涯学習課長			
	議 事 の 大 要			
1 開会の宣言	清水教育長： 平成31年北本市教育委員会2月定例会を開会する。 なお、会議開催に際して、鈴木委員より、会議欠席の届出を受けているので報告する。			
2 会議録の承認について	清水教育長： 平成31年北本市教育委員会1月定例会の議事録について 質問、意見、訂正等あるか。  — 各委員、特に意見なし —  清水教育長： 会議録は、承認する。			
3 会議録署名委員の指名について	清水教育長： 本日の会議録の署名委員については、1番の大保木委員をお願いする。			
4 非公開案件の発議	清水教育長： 本日の案件は、報告事項が1件、議案が6件である。なお、本日の教委議案第3号については議会に関する案件、教委議案第7号については人事に関する案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、非公開審議とすることとしてよいかお諮りする。  — 全員、異議なしの声 —  清水教育長： この案件に関しては非公開で審議することに決する。			
5 報告事項	清水教育長： 報告事項の議事に入る。原口教育部長より、報告事項についてお願いする。			

<p>(1) 教委報告第5号「教育長の決裁処分」</p>	<p>原口教育部長： 本日の報告事項は、教委報告第5号の1件である。教委報告第5号「教育長の決裁処分」から、担当課より報告する。</p> <p>清水教育長： まず、教委報告第5号の1番「平成30年度第36回北本市スポーツ少年団大会」、2番「第20回感動桜国きたもとウォーク大会」、3番「春の文化講演会「語りと琵琶がたり」」について、生涯学習課より、説明をお願いする。</p> <p>平井生涯学習課長： (教委報告第5号の1番から3番までの説明)</p> <p>清水教育長： 教委報告第5号の1番から3番までについて、質疑はあるか。</p> <p>安田委員： 2番の「第20回感動桜国きたもとウォーク大会」について、過去の実績等から参加者を450人位と見込むものだが、前年度における小・中学校児童生徒の参加割合を伺う。</p> <p>平井生涯学習課長： 参加者の内訳に関し、正確な数値は補足していないが、前年度の様子では、全体の2割程度を占めるものとなる。</p> <p>安田委員： 年配の方の参加者が多いものか。</p> <p>平井生涯学習課長： お見込みのとおり、年配の方や女性の参加者が多い印象を受けた。</p> <p>大保木委員： 大会の開催時期について、前回も意見をさせていただいたが、近年、この大会と桜が満開となる時期とのタイミングが噛み合わず、勿体なく感じている。大会の開催時期を見直すことの検討はあるものか伺う。</p> <p>平井生涯学習課長： 当該大会は「さくら祭り」と合わせてのイベントとなるほか、年度事業として、4月最初の土日の開催となることから、年度をまたいでの開催ができないものとなる。</p> <p>久保田委員： 参加者の交通安全等に関する対策について確認する。</p> <p>平井生涯学習課長： ある程度まとまったの団体行動となるため、役員が付き添うほか、コースの要所において交通指導員を配置するなど、実行委員会が対策を講じている。</p> <p style="text-align: center;">— 他に意見なし —</p> <p>清水教育長： 教委報告第5号の1番から3番については、了承する。</p>
------------------------------	---

<p>6 議案審議</p> <p>(2) 教委議案第4号「北本市立学校の適正規模等に関する基本方針について」</p>	<p>清水教育長： 議案審議に入る。 原口教育部長より、願います。</p> <p>原口教育部長： 教委議案第3号から第8号までの6件について、願います。</p> <p>清水教育長： それでは、教委議案第4号「北本市立学校の適正規模等に関する基本方針について」、原口教育部長より、説明をお願いします。</p> <p>原口教育部長： (教委議案第4号の説明)</p> <p>清水教育長： 教委議案第4号について、質疑はあるか。</p> <p>大保木委員： 当該基本方針を策定したのち、学校への周知を図る理由を確認する。</p> <p>原口教育部長： 適正規模の基準に適さない場合、学校規模等の適正化の検討を進めていくことから、今回の方針に定める内容に関し、各学校に事前の理解を求めるものである。</p> <p>大保木委員： 少子化に伴う学校の小規模校化に際し、仮に基準に満たない状況となった場合には、適正化の検討を開始する旨の理解を求めるものか。</p> <p>原口教育部長： そのとおりである。</p> <p>金井委員： 当該基本方針に関しては、これまでの定例会や協議会を通じて様々な議論を重ねながら、その内容を十分精査してきた。 しかし、基準に適さない学校が発生した際の、適正化の手続の具体的な部分は定まっていないため、今回、各学校への周知を図ることが、あくまで基本方針の策定や定める内容に関するものとなるのか確認する。</p> <p>原口教育部長： 今回は、基本方針の内容と策定に関しての周知を図るものである。今後の手続として、基準に適さない学校が発生した際は、適正化の必要性の可否を、あらためて教育委員会でお諮りする。その上で、適正化が必要となった場合、対象校や地域を主体とした検討協議会などを設置し、その方向性を慎重に検討・協議していく予定である。 そのほか、まだ事務局内での検討・調整段階となるが、基本</p>
--	---

方針の策定後は、「通学区域審議会」を開催の上、通学区域（以下、学区という。）を見直すことで、学校間における児童生徒数の差の解消を図ることが可能か否かについて、審議することも考えている。

金井委員： 「通学区域審議会」を開催する場合、本市の学区に関しては、コミュニティ8圏域の区割りと一部不一致となる課題もあるが、この課題を含めた検討も行うものか。

原口教育部長： 学区とコミュニティの区割りを合致させることは望ましいものと考えますが、学区は子供達の通学距離に配慮する必要があるなど、双方の事情・優先事項もあることから、実現がなかなか難しい課題と捉えている。この課題も含めた上で、現実的に可能な対応を求め、審議していくこととなる。

金井委員： 学区とコミュニティの区割りの課題に対し、市長部局において、どのような検討がなされているものか確認する。また、「通学区域審議会」における今回の審議論点について、併せて確認する。

原口教育部長： 市長部局においても色々と検討し、区割りの見直し等を模索しているが、抜本的な解決策が見いだせない状況である。また、「通学区域審議会」では、基準に適さない学校に対し、その学区を見直すことで、学校を維持する方向性とするのが最良策となるものか、子供達の教育環境の観点に立っての審議をいただく予定である。

金井委員： 小・中学校の両方を合わせた上での審議とするものか。

原口教育部長： 基本方針に定める「共に学び合うクラス環境」といった部分を主に置き、それに対して支障が生じる可能性がある場合は、小・中を問わず検討・審議し、より良い方法を導き出す予定である。

久保田委員： 適正規模の基準に適さない学校に対し、具体的な適正化の計画を用意するものか伺う。

原口教育部長： 基本方針策定後の翌年度以降において、基準に適さない学校に対し、個別に適正化の検討を開始するものである。しかし、その一方で、少子化のスピードが加速化していることから、子供達同士が多様な考え方に触れ、共に学び合うといった教育環境を確保していくためにも、対応に遅れのないよう留意する。

	<p>清水教育長： 手続を進めていく上で、色々と予測がつかないことも発生するため、今後も委員の皆様と合議を重ねながら、方向性を決定していく。</p> <p>— 他に意見なし —</p> <p>清水教育長： 教委議案第4号については、可決する。</p> <p>(3) 教委議案第5号「北本市いじめ防止対策推進条例の制定について」</p> <p>清水教育長： 続いて、教委議案第5号「北本市いじめ防止対策推進条例の制定について」、学校教育課より、説明をお願いする。</p> <p>草野学校教育課長： (教委議案第5号の説明)</p> <p>清水教育長： 教委議案第5号について、質疑はあるか。</p> <p>— 特に意見なし —</p> <p>清水教育長： 教委議案第5号については、可決する。</p> <p>(4) 教委議案第6号「北本市いじめの防止等のための基本的な方針について」</p> <p>清水教育長： 続いて、教委議案第6号「北本市いじめの防止等のための基本的な方針について」、学校教育課より、説明をお願いする。</p> <p>草野学校教育課長： (教委議案第6号の説明)</p> <p>清水教育長： 教委議案第6号について、質疑はあるか。</p> <p>— 特に意見なし —</p> <p>清水教育長： 教委議案第6号については、可決する。</p> <p>(5) 教委議案第8号「北本市子ども読書活動推進計画について」</p> <p>清水教育長： 続いて、教委議案第8号「北本市子ども読書活動推進計画について」、生涯学習課より、説明をお願いする。</p> <p>平井生涯学習課長： (教委議案第8号の説明)</p> <p>清水教育長： 教委議案第8号について、質疑はあるか。</p> <p>大保木委員： 計画案P22及びP23に掲載する「計画策定のためのアンケート」の集計結果について、質問の解釈誤り等から回答を見直し、集計結果を一部修正したことは、適切な対応とは言いがたい気がする。この集計結果に基づいて定める計画の内容や、それに対する審議に際し、影響もあることから、こうした取り扱いのないよう、今後注意してほしい。</p>
--	--

また、これまで読書活動を本市でも推進してきた中において、あらためて今回の計画を定める経緯については、県内各市町村の策定状況に鑑みてのものと理解するが、この計画に定める施策や取組の方向性が概要的なものであり、掲げるべき目標が少々見えづらく感じる。

平井生涯学習課長： アンケートの集計の取り扱いに関し、混乱を生じさせたことをお詫びする。また、今回の計画は、大綱的な位置づけとする第1次計画となることから、今後の計画の推進・管理により、成果や課題をさらに捉えていきながら、次期の計画で内容の精査と目標設定を予定するものである。

安田委員： 学校におけるアンケート回答者は誰になるものか。

草野学校教育課長： 学校図書を担当する教諭が回答したものとなる。校長や教頭といった管理職を通さず回答したことから、担当教諭と管理職との双方で認識に差が生じ、再度調査したところ、今回のような回答の修正が発生したものとなる。

安田委員： アンケートに記載する取組の実施レベルに関し、担当教諭と管理職との間において、考え方のギャップが生じたものと推測する。今後は、このギャップの解消を図る対応も必要と考えられる。

久保田委員： 以前と比べ、学校図書館指導員の勤務日数が減少した旨を、知人から伺ったことがある。当該職の配置状況や勤務形態について確認する。

草野学校教育課長： 各学校に1名の配置となる。勤務形態について、以前は週3日勤務となっていたが、現在は予算の関係から、週2.5日の勤務形態となっている。

大保木委員： 計画の主題・副題の件に関しては、事務局提案の内容で良いと思われる。そのほかの要望として、計画案P6に掲載する注釈「ヤングアダルト」の解説が、単に年齢層を示すだけのものとなり、少し解りづらく感じることから、解説文の見直しをお願いする。

平井生涯学習課長： ご意見のとおり、解説文の見直しを行う。

金井委員： 計画名称に関する他市町村の例を見た場合、計画名を主題・副題のどちらに置くかについて、自治体によって取り扱いが様々である。本市の場合、こうした部分の取り扱いに関するル

<p>7 非公開審議</p> <p>(6) 教委議案第3号「平成31年度予算案に関する意見の聴取について」</p>	<p>ール等はあるものか確認する。</p> <p>平井生涯学習課長： ルールや制約は特にないものである。このため、計画名称を主題に置き、副題の設定については、今後検討していく。</p> <p>清水教育長： 事務局においては、提出いただいたご指摘・ご意見を踏まえ、対応に当たるようお願いする。</p> <p>— 他に意見なし —</p> <p>清水教育長： 教委議案第8号については、可決する。</p> <p>清水教育長： 非公開審議に入る。議案に関係のない職員の退席を求める。</p> <p>清水教育長： それでは、教委議案第3号「平成31年度予算案に関する意見の聴取について」、原口教育部長より、説明をお願いします。</p> <p>原口教育部長： (教委議案第3号の説明)</p> <p>清水教育長： 教委議案第3号について、質疑はあるか。</p> <p>大保木委員： 中学校費が前年度比で減となる理由について伺う。</p> <p>大島参事兼教育総務課長： 新年度に予定する施設・設備等の改修工事に関し、前年度との工事規模・種類等の差異から減となるものである。</p> <p>安田委員： 新規事業となる「学校水泳指導民間委託事業」について、当該事業の研究モデル校を1校として予定するものだが、その対象校について伺う。</p> <p>草野学校教育課長： 北本中学校をモデル校に予定するものとなる。</p> <p>安田委員： 実施方法や実施に至る経緯について伺う。</p> <p>草野学校教育課長： 民間スイミングクラブへ移動しての施設利用とし、インストラクターによる専門的な水泳指導を行う予定となる。民間委託により、生徒の泳力の向上を目指すほか、老朽化する学校プールの維持管理経費の抑制を図るものともなる。</p> <p>なお、先行事例としては、千葉県の取組の例があり、この取組例を参考に、当該事業費の試算・予算計上を行うものである。</p> <p>安田委員： 老朽化した学校プールの改修は保留とするものか。</p>
---	--

<p>(7) 教委議案第7号「教職員(管理職)の人事内申について」</p> <p>8 閉会の宣言</p>	<p>草野学校教育課長： お見込みのとおり、今回の民間委託の実施結果と財政状況を見ながら、今後検討していくものとなる。        県内初となる今後の実施に向けて、時間割の変更や送迎等の詳細な部分を対象校と詰めていき、天候や季節に左右されない屋内民間施設利用のメリットやデメリットについて研究していく。</p> <p>安田委員： 続く新規事業の「中学校3年生インフルエンザ予防接種補助金交付事業」について、事業の概要を伺う。</p> <p>草野学校教育課長： 進路選択を控える中学校3年生の生徒を対象に、インフルエンザワクチンの接種に係る経費の一部を補助するものとなり、事務手続の詳細は、今後調整・検討していくものとなる。</p> <p style="text-align: center;">— 他に意見なし —</p> <p>清水教育長： 教委議案第3号については、可決する。</p> <p>清水教育長： 続いて、教委議案第7号「教職員(管理職)の人事内申について」、学校教育課より、説明をお願いする。</p> <p>草野学校教育課長： (教委議案第7号の説明)</p> <p>清水教育長： 教委議案第7号について、質疑はあるか。</p> <p style="text-align: center;">— 特に意見なし —</p> <p>清水教育長： 教委議案第7号については、可決する。</p> <p>清水教育長： 以上をもって、北本市教育委員会2月定例会を閉会する。</p>
	<p>北本市教育委員会会議規則第17条の規定により、署名する。</p> <p style="text-align: center;">平成31年3月7日</p> <p style="text-align: center;">教育長 <u>清水 隆</u></p> <p style="text-align: center;">署名委員 <u>大保木 道子</u></p> <p style="text-align: center;">書 記 <u>山本 一真</u></p>